

快適で住みよい生活環境にするため、公共下水道の整備と普及を進めています。今号では、排水設備工事の進め方や受益者負担金、4月1日から新たに公共下水道が利用できる区域をお知らせします。

下水道管理課普及促進担当 ☎65・2191 / 水道庁舎内
下水道管理課管理担当 ☎65・2189 / 水道庁舎内

排水設備工事の進め方

5ページの「新たに公共下水道が利用できる区域」にお住まいの方には、下水道への接続工事（台所や風呂、洗濯機、トイレなどから出る汚水を下水道に流すための宅地内工事）を行っていただくこととなります。

① 工事店を決める

市が指定している工事店から選んでください。工事の見積金額を見て、自己資金で行うか、融資あつせん制度を利用するか判断してください。

② 市へ工事を申請する

工事の予定期間を決めていただき、指定工事店が市へ申請します。

③ 市の検査を受ける

工事了後に市の完了検査が必要です。検査当日は立ち会いをしていただきます。また、検査時に下水道使用料に

ることが困難な方はご利用ください。

● 融資対象となる工事と融資限度額

① くみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を下水道に接続する工事…1件50万円

② し尿浄化槽を廃止し、排水設備を下水道に接続する工事…1件50万円

※ くみ取り便所またはし尿浄化槽が1か所増えるごとに10万円を加算した額が限度です。

申込方法 下水道接続工事をするときに、市が指定した排水設備指定工事店を通じて申し込んでください。

返済方法 融資を受けた翌月から50か月以内の元金均等月賦償還です。

▼ 50万円の場合：月1万円を50か月にわたり償還

水洗便所改造資金融資あつせん制度のご利用を

水洗便所改造資金融資あつせん制度は、毎月元金を返済していただき、市が利子を金融機関へ支払う制度です。

排水設備を下水道に接続する工事の費用を一度に負担す

雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度のご利用を

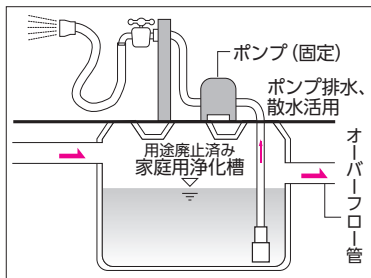
雨水貯留浸透施設を設置する費用の一部を補助します。雨水の流出を抑え、地下水として利用することで、自然環

下水道が整備されると受益者負担金が掛かります

下水道施設は道路や公園のように誰もが利用できるものではなく、下水道整備が完了した区域の方から順番に利用できる施設です。下水道整備には大変な時間と費用が掛かります。そのため、利益を受けられるようになった区域の土地所有者などに、建設費の一部を受益者負担金として負担していただいています。

下水道が利用できるようになった区域から、順次、受益者負担金をお知らせします。で、納付をお願いします。

雨水貯留浸透施設の例



不用になった浄化槽を転用した場合

下水道はマナーを守って使いましょう

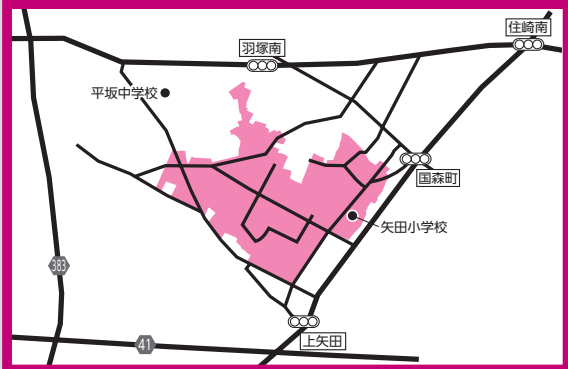
水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品などは、本管に付着して流れを阻害します。また、家庭などから流される油類は固まって管をふさぐため、下水道の本管が詰まり、マンホールから汚水があふれて下水道が使用できなくなります。下水道は私たちの生活になくてはならないものです。常に下水がスムーズに流れるよう、マナーを守って大切にしてください。

新たに公共下水道が利用できる区域

4月1日から公共下水道が利用できる区域は、下図のとおりです。
区域や施設の位置などの詳細は、下水道管理課へお問い合わせください。

■…新たに下水道が利用できる区域

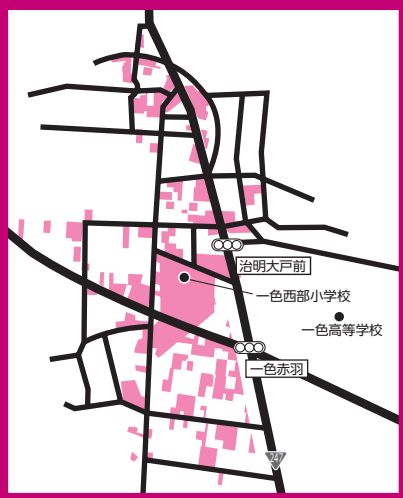
上矢田町、楠村町、富山町、国森町、
羽塚町、平坂町の各一部



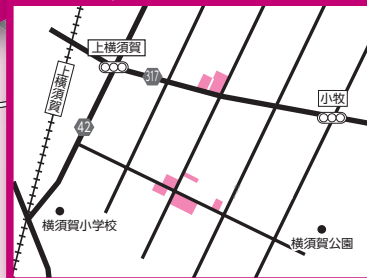
今川町、丁田町、寄近町、徳次町、
熊味町の各一部



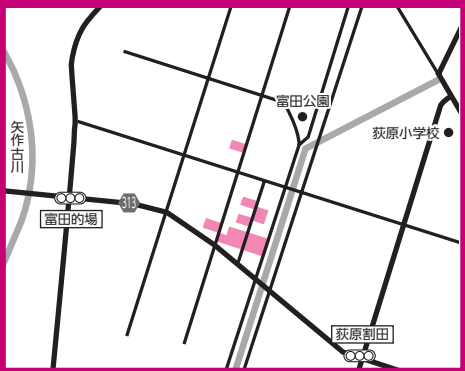
一色町赤羽・治明・開正の各一部



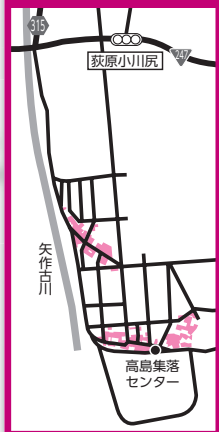
吉良町木田・上横須賀の
各一部



吉良町富田の一部



吉良町大島・吉田
の各一部



吉良町宮崎の一部

